

東京都立武蔵丘高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和5年5月2日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 本校の全ての生徒達が安心して毎日の学校生活を送り、意欲的に充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止の早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための武蔵丘高校「学校いじめ防止基本方針」をここに定める。
- (2) 日常の教育活動の中で教職員一人ひとりが「いじめは、どこの学校にも学級にも起こり得る」という認識に立って生徒たちの学校生活や家庭生活の異変（変化）を正確に捉えていくことが重要である。
- (3) 教職員と生徒の好ましい人間関係を構築し、常に情報が流れるようにするとともに、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下にあげるいじめ防止等のための組織を構築し取り組んでいく。

2 学校及び教職員の責務

本校教職員は、東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係機関及び団体と連携し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校在籍の生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

①設置の目的

本委員会はいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安全で安心して学べる学校づくりを推進することを目的とする。

②所掌事項

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ問題に関する年間指導計画の策定
- ウ いじめに関する校内研修の計画・実施
- エ 学校評価による検証と基本方針の見直し

③会議

企画調整会議の時間帯を活用する。必要に応じ臨時の会議を設定する。

④委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、部活顧問）から構成する。

(2) 学校サポートチーム

①設置の目的

学校サポートチームは学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決のために学校だけで解決が困難な場合に支援や助言を行うために設置する。

②所掌事項

- ア 学校いじめ対策委員会への参加
- イ いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集
- ウ いじめに関する事実関係の聞き取り
- エ いじめ事案への対応検討

③会議

学校いじめ対策委員会との連携により、いじめの早期解決及び早期対応において学校だけで解決が困難な場合に臨時的に学校いじめ対策委員会に参加する。

④委員構成

学校サポートチームは、学校運営連絡協議会委員および野方警察署スクールサポーター等で構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

①いじめを認めない態度・能力の育成

本校の教育活動全体を通じて生徒の社会性を育むとともにスローガンである「友との絆・利他の志」を生かし、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情感を培い、お互い人格を尊重する態度を養う。また、最近問題となっているネット上の不適切な書き込みについても情報モラル教育を推進し、保護者の協力も得ながら対応していく。

②いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景等具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。生徒に対しては、全校集会やHR活動などでいじめの問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。

③いじめが生まれる背景とその指導

いじめの背景には人間関係や勉強等のストレスが関係していることを考慮し、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業を心がけるとともに学級・部活動等の集団での人間関係を把握し、一人ひとりの生徒が活躍できる集団形成を進めていく、一方で生徒たちが適切にストレス解消できる力も育んでいく。

④コミュニケーション能力の涵養

全生徒が他の生徒の立場や考え方を理解し、自己の考えや行動をその場に適した方法で表現し伝えることのできるコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動において道徳教育及び体験学習の充実を図る。

⑤生徒の自己有用感の向上

生徒が委員会活動などを通じて行ういじめ防止に資する活動を支援するとともに、全生徒が教育活動全体を通じて活躍し、他者の役に立っていると実感することができる自己有用感を高めるため、交流活動や行事、ボランティア活動などの機会を多く作る。

(2) 早期発見のための取組

①定期的なアンケート調査、面談週間における個別の教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

ア 生徒対象にいじめアンケート調査を年3回実施する。

イ 面接週間を活用し個人面談を通じた学級担任による生徒からの聞き取りを実施する。

②全教職員が「いじめは、どこの学校にも学級にも起こり得る」という認識に立って生徒たちの学校生活や家庭生活の異変（変化）正確に捉えていくため、次のような相談体制を構築する。

ア 保護者、生徒にスクールカウンセラーについて周知するとともに、スクールカウンセラーによる1年生全員面談を1学期を中心に実施する。

イ 保護者からの相談を随時受けることを保護者会やスクールカウンセラー便り等を通じて周知する。

③生徒本人、保護者そして教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制・雰囲気醸成する。そのために日頃から生徒・保護者・教職員の好ましい人間関係を構築していく。

(3) 早期対応・解決のための取組

①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその場でやめさせる、または学校に通報する。

②いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会などを通じ、組織的に対応する。

③被害の生徒に対しては、徹底して守ることを理解させ、不安を取り除いたうえで事情聴取を行う。また、当該生徒の見守りを行い、安全を確保する。

④保護者に対しては迅速に事実関係を伝えるとともに、誠意のある対応を行う。また、スクールカウンセラー、養護教諭等によるケアも合わせて実施する。

⑤加害とされる生徒に対しても事実関係の聞き取りを行い、いじめの事実が確認された場合は、いじめという行為の卑劣さ、いじめが絶対に許されない行為であることを理解させる。同時にいじめの背景や加害生徒の抱える問題にも目を向け、組織的・継続的な観察・指導を行う。

⑥周囲で見ていた生徒、はやし立てたり同調したりした生徒に対しても、それらがいじめに加担する行為であることを理解させる指導を行う。

(4) 重大事態への対処

①重大事態の発生

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがある場合や、「相当の期間学校を欠席する（30日を目安）ことを余儀なくされている」等の疑いがある場合は、東京都教育委員会（中部学校支援センター支所）に報告し、協議の上、校長の調査指示に基づき「学校重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。なお、「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断し、以下のケースを想定する。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ その他

②「学校重大事態調査委員会」の構成

管理職、生活指導主任及び担当教諭、当該学年主任、担任、部顧問

※ 事案内容により構成員については東京都教育委員会(中部学校支援センター支所)と検討し、校長が任命する。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

③活動内容

- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ウ 東京都教育委員会(中部学校支援センター支所)への調査結果報告
- エ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 教職員研修計画

(1)「いじめ防止教育プログラム」の活用

いじめ防止教育プログラムを活用し、主に次の10項目について校内研修を実施し、教職員のいじめに対する知識や見識を高め、対応のスキルアップを図る。

- ①いじめ問題の見方・考え方
- ②いじめの未然防止に向けた学校の対応研修
- ③いじめの早期発見
- ④早期発見のための情報共有の工夫
- ⑤いじめの早期対応と校内体制
- ⑥保護者・地域との連携
- ⑦スクールカウンセラーとの連携
- ⑧相談環境の充実
- ⑨児童・生徒との効果的な面接の実施
- ⑩警察との連携

(2) 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に2回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 教職員の異動等によって教職員間の共通認識が形骸しないよう年間計画に位置付けた行内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) ホームページ公開、武陵会広報誌、常任委員会便り等を通じて学校基本方針等について保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに家庭

との緊密な連携協力を図る。

- (2) 武陵会行事である「保護者と教師の集い」にも、いじめの問題を話題として取り上げていく。
- (3) 月1回実施する武陵会常任委員会でもいじめ防止、早期発見・対応の視点から適切な情報提供を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会を活用し地域と連携した対策を推進する。
- (2) より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協同する体制を構築する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが重要である。
- (2) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、本校生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定をする。
- (3) 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。